

関稅定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係政令の整備等に関する政令 新旧対照条目次

○ 關稅法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄）（第一条關係）	1
○ 關稅定率法施行令（昭和二十九年政令第五百十五号）（抄）（第二条關係）	8
○ 關稅暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（抄）（第三条關係）	11
○ 稅關關係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（抄）（第四条關係）	21
○ 關稅割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第五百十三号）（抄）（第五条關係）	23
○ 電子情報処理組織による輸出入等關連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条關係）	35

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）</p> <p>第九条の二（省 略）</p> <p>2 法第十二条の二第四項（法第十二条の三第五項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第五項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。</p> <p>一 一三（省 略）</p> <p>3（省 略）</p> <p>4 法第十二条の三第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実のみに基づいて同条第一項各号に規定する申告、決定又は更正があつたものとした場合におけるその申告、決定又は更正に基づき法第九条第二項の規定により納付すべき税額とする。</p> <p>（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）</p> <p>第九条の三 法第十二条の三第七項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 法第十二条の三第七項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課された</p>	<p>（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）</p> <p>第九条の二 同 上</p> <p>2 法第十二条の二第四項（法第十二条の三第四項（無申告加算税）において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額（法第十二条の三第四項において準用する場合にあつては、第一号に定める税額）とする。</p> <p>一 一三 同 上</p> <p>3 同 上</p> <p>（新 設）</p> <p>（期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合）</p> <p>第九条の三 法第十二条の三第六項（無申告加算税）に規定する期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 法第十二条の三第六項に規定する期限後特例申告書の提出があつた日の前日から起算して一年前の日までの間に、同条第一項第一号に該当することにより無申告加算税又は重加算税を課された</p>

ことがない場合であつて、同条第七項の規定の適用を受けていないとき。

二 (省 略)

(加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等)

第九条の四 (省 略)

2 法第十二条の四第二項から第四項まで(同条第二項の重加算税に係る部分に限る。)の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の第三項又は第三項(無申告加算税)(これらの規定が同条第四項の規定により適用される場合を含む。)の規定により加算し、又は計算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 法第三十条第一項第三号(外国貨物を置く場所の制限)に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。

一 (省 略)

四 植物防疫法第八条第一項(輸入植物等の検査)に規定する植物、検査指定物品又は輸入禁止品及びこれらの容器包装で、同項の規定による検査を受けるため同条第二項本文に規定する場所に置かれるもの

五 (省 略)

ことがない場合であつて、同条第六項の規定の適用を受けていないとき。

二 同上

(加重された過少申告加算税等が課される場合における重加算税に代えられるべき過少申告加算税等)

第九条の四 同上

2 法第十二条の四第二項から第四項まで(同条第二項の重加算税に係る部分に限る。)の規定により無申告加算税に代えて重加算税を課する場合において、当該無申告加算税について法第十二条の第三項(無申告加算税)(同条第三項の規定により適用される場合を含む。)の規定により加算すべき金額があるときは、当該重加算税の額の計算の基礎となるべき税額に相当する金額を当該無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額から控除して計算するものとした場合における無申告加算税以外の部分の無申告加算税に代え、重加算税を課するものとする。

(保税地域外に置くことができる貨物)

第二十五条 同上

一 (省 略)

四 植物防疫法第八条第一項(輸入植物等の検査)に規定する植物又は禁止品及び容器包装で、同項の規定による検査を受けるため同条第二項に規定する場所に置かれるもの

五 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。)に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。第四項第四号及び第六十二条の二十九第二項において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第五項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

2・3 (省 略)

4 法第六十九条の十二第一項及び第二項の規定による特許権者等に対する通知は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一〜六 (省 略)

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べる旨(法第六十九条の十三第一項の規定による)が、申立てが受理された場合において当該申立てに係る認定手続が執

(輸入してはならない貨物に係る認定手続)

第六十二条の十六 税関長は、法第六十九条の十二第一項(輸入してはならない貨物に係る認定手続)に規定する認定手続(以下この条において「認定手続」という。)においては、当該認定手続が執られた貨物(以下この条、第六十二条の二十四第一項第一号及び第二項、第六十二条の二十九第一項並びに第六十二条の三十において「疑義貨物」という。)に係る特許権者等(特許権者、実用新案権者、意匠権者、商標権者、著作権者、著作隣接権者、回路配置利用権者若しくは育成者権者又は不正競争差止請求権者(法第六十九条の十二第一項に規定する不正競争差止請求権者をいう。第四項第四号及び第七号並びに第六十二条の二十九第二項において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)及び当該疑義貨物を輸入しようとする者(以下この条において「輸入者」という。)に対し、当該疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号まで(輸入してはならない貨物)に掲げる貨物に該当すること又は該当しないことについて証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、第五項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出がない場合は、この限りでない。

2・3 同 上

4 同 上

一〜六 同 上

七 疑義貨物が法第六十九条の十一第一項第九号から第十号までに掲げる貨物に該当することについて、証拠を提出し、及び意見を述べる旨(法第六十九条の十三第一項の規定による)が、申立て(特許権者、実用新案権者、意匠権者又は不正競争防止法

られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨）並びにその期限

八・九 (省 略)

5ゝ7 (省 略)

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認められる物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為(同法第十九条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。以下この条並びに次条第一項各号及び第二項において同じ。)を組成したものと認められる物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものと

第二条第一項第十号に掲げる行為(同法第十九条第一項第七号(適用除外等)に定める行為を除く。第六十二条の二十七並びに第六十二条の二十八第一項各号及び第二項において同じ。)を組成する貨物に係る不正競争差止請求権者に係るものを除く。次項第三号及び第五号において同じ。)が受理された場合において当該申立てに係る認定手續が執られるときにあつては、次項の通知を受けた輸入者から同項第五号に規定する期限までに同号に規定する書面が税関長に提出された場合に限り、証拠を提出し、及び意見を述べることができる旨)並びにその期限

八・九 同 上

5ゝ7 同 上

(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求めの手續)

第六十二条の二十七 法第六十九条の十七第一項(輸入してはならない貨物に係る意見を聴くことの求め等)の規定による求め(以下この条及び次条第一項各号において「意見照会請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面に、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する特許権者等である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る自己の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成したものと認められる物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号(定義)に掲げる行為を組成したものと認められる物の具体的態様を明らかにする資料を、当該意見照会請求をしようとする者が法第六十九条の十七第一項に規定する輸入者である場合にあっては当該意見照会請求に係る貨物に係る同項に規定する特許権者等の特許権、実用新案権若しくは意匠権の侵害の行為を組成していないものとして認める物若しくは方法又は同号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて

して認める物若しくは方法又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成していないものとして認める物の具体的態様を明らかにする資料を添えて、税関長に提出しなければならない。
一〜四 (省 略)

(税関事務管理人の届出手続)

第八十四条 法第九十五条第二項前段(税関事務管理人)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 申告者等(法第九十五条第一項に規定する申告者等をいう。第四号及び第三項第一号において同じ。)の住所又は居所及び氏名又は名称

- 二 税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称

- 三 (省 略)

- 四 申告者等と税関事務管理人との間に法第九十五条第一項に規定する税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、その旨

- 五 (省 略)

- 2 前項の書面には、同項第四号の契約の内容を明らかにする書類(同号の契約がある場合に限る。)その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

- 3 法第九十五条第二項後段の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 申告者等の住所又は居所及び氏名又は名称

- 二 解任した税関事務管理人の住所又は居所(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)及び氏名又は名称

- 三 (省 略)

、税関長に提出しなければならない。

- 一〜四 同上

(税関事務管理人の届出手続)

第八十四条 法第九十五条第二項前段(税関事務管理人の届出)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- (新 設)

- 一 税関事務管理人の住所又は居所及び氏名又は名称

- 二 同上

- (新 設)

- 三 同上

- (新 設)

- 2 同上

- (新 設)

- 一 解任した税関事務管理人の住所又は居所及び氏名又は名称

- 二 同上

四 (省 略)

(特定税関事務管理人との間の特殊の関係)

第八十四条の二 法第九十五条第五項第三号(税関事務管理人)に規定する政令で定める特殊の関係は、一方の者と他方の者との関係が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における関係とする。

一 いずれか一方の者が他方の者の事業に係る議決権を伴う社外株式の総数の五十パーセント以上の社外株式を直接又は間接に所有し、管理し、又は所持している場合

二 一方の者と他方の者との事業に係る議決権を伴う社外株式の総数のそれぞれ五十パーセント以上の社外株式が同一の第三者によつて直接又は間接に所有され、管理され、又は所持されている場合

三 いずれか一方の者の役員の二分の一以上又は代表する権限を有する役員が、他方の者の役員若しくは使用人を兼務している者又は他方の者の役員若しくは使用人であつた者であることその他これに類する事実が存在することにより、当該他方の者が当該一方の者の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる場合

四 一方の者と他方の者とがその行う事業の法令上認められた共同経営者である場合

五 いずれか一方の者が、他方の者と親族関係にある場合又は他方の者の役員である関係若しくはその役員と親族関係にある場合

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第九項(税関事務管理人)に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 法第七条第三項(申告)の規定に基づく手続並びに法第十五条(入港手続)、第十五条の三(特殊船舶等の入港手続)、第十七

三 同上

(新 設)

(税関事務管理人を定めることを要しない手続)

第八十五条 法第九十五条第四項(税関事務管理人)に規定する政令で定める手続は、次の各号に掲げる手続とする。

一 法第七条第三項(申告)の規定に基づく手続並びに法第十五条(入港手続)、第十五条の三(特殊船舶等の入港手続)、第十七

条（出港手続）、第十七条の二（特殊船舶等の出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶等の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続

二・三（省略）

（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）

第九十条の二 法第百二条第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）に規定する政令で定める記録媒体は、次に掲げるものとする。

一～三（省略）

（削る）

2・3（省略）

条第一項（出港手続）、第十八条（入出港の簡易手続）、第十八条の二（特殊船舶等の入出港の簡易手続）、第二十条（不開港への出入）、第二十条の二（特殊船舶の不開港への出入）、第二十一条（外国貨物の仮陸揚）、第二十二条（沿海通航船等の外国寄港の届出等）及び第二十五条（船舶又は航空機の資格の変更）の規定（これらの規定が法第二十七条（船長又は機長の職務代行者）の規定により適用される場合を含む。）に基づく手続

二・三 同上

（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）

第九十条の二 法第百二条第四項（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付）に規定する政令で定める記録媒体は、次に掲げるものとする。

一～三 同上

四 フレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格 X 六二二三に適合する幅九十ミリメートルのものに限る。）

2・3 同上

改 正 案	現 行
<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 法第三条の二第二項第三号（入国者の輸入貨物に対する簡易税率）に規定する政令で定める貨物は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二一の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二〇〇八・二〇号に掲げるパインナップル、同表第二二〇四・二一号から第二二〇四・二九号まで及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の（二）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四・〇一項から第二四・〇三項までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品、同表第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる非燃燒吸引用の物品（同表の付表第一第二号の第二欄の（1）及び（2）に掲げるものを除くものとし、法の別表第二四〇四・一九号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等（同表の付表第一第二号の第二欄の（2）に規定する充填グリセリン等をいう。第十三条の六の表第二号及び第二十八条第二号において同じ。）（法の別表の付表第一第二号の第二欄の（3）に掲げるものを除く。）に限る。）並びに法の別表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃</p> <p>二・三 （省略）</p>	<p>（入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物）</p> <p>第一条の二 同 上</p> <p>一 法の別表第一〇・〇六項に掲げる米、同表第一二二二・二二二一の一及び二に掲げる海藻その他の藻類、同表第一二二二・九九号の一に掲げるこんにやく芋、同表第二〇〇八・二〇号に掲げるパインナップル、同表第二二〇四・二一号から第二二〇四・二九号まで及び第二二〇四・三〇号の二に掲げるぶどう搾汁、同表第二二〇七項に掲げるエチルアルコール及び変性アルコール、同表第二二〇八・九〇号の一の（二）のAに掲げるエチルアルコール、同表第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第九三〇三・一〇号から第九三〇三・三〇号までに該当する狩猟用の銃</p> <p>二・三 同上</p>

(無条件免税をしない携帯品)

第十三条の六 法第十四条第七号(無条件免税)に規定する政令で定めるものは、次の表の上欄の各号に掲げる輸入する物品の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる物品とする。

輸入する物品	無条件免税をしない物品
一 (省 略)	(省 略)
二 法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項まで、第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる物品(同号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等に限る。)その他の財務省令で定める物品	輸入する者ごとに輸入する物品の数量が当該物品ごとに財務省令で定める数量以下である場合における当該輸入する物品以外のもの
三 (省 略)	(省 略)

(用途外使用の場合に関税が徴収される外交官用貨物等の指定)

第二十八条 法第十六条第二項(外交官用貨物等の免税)に規定する政令で指定する貨物は、次に掲げる貨物とする。

一 (省 略)

- 二 法の別表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のDの(b)に掲げる飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの、同表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げるアルコール飲料等

(無条件免税をしない携帯品)

第十三条の六 同 上

輸入する物品	無条件免税をしない物品
一 同 上	同 上
二 法の別表第二二・〇三項から第二二・〇八項まで、第二四・〇一項から第二四・〇三項まで、第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号の一に掲げる物品その他の財務省令で定める物品	同 上
三 同 上	同 上

(用途外使用の場合に関税が徴収される外交官用貨物等の指定)

第二十八条 同 上

一 同 上

- 二 法の別表第二一〇六・九〇号の二の(ロ)のDの(b)に掲げる飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの、同表第二二・〇三項から第二二・〇八項までに掲げるアルコール飲料等

(同表第二二〇四・三〇号の一、第二二〇五・九〇号の一、第二二〇六・〇〇号の一及び第二二〇八・九〇号の二の(ロ)に掲げるものを除く。)、同表第二四・〇一項から第二四・〇三項までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品並びに同表第二四〇四・一一号及び第二四〇四・一九号に掲げる非燃焼吸引の物品(同号の二に掲げる物品にあつては、充填グリセリン等に限る。)

(同表第二二〇四・三〇号の一、第二二〇五・九〇号の一、第二二〇六・〇〇号の一及び第二二〇八・九〇号の二の(ロ)に掲げるものを除く。)、並びに同表第二四・〇一項から第二四・〇三項までに掲げるたばこ及び製造たばこ代用品

改 正 案	現 行
<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 法第七条の三第一項ただし書の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。</p> <p>一 三 （省 略）</p> <p>四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定</p> <p>五 二十 （省 略）</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 （省 略）</p> <p>2 （省 略）</p> <p>3 法第七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日とする。</p> <p>（削 る）</p> <p>一 （省 略）</p> <p>二 （省 略）</p> <p>三 （省 略）</p> <p>四 （省 略）</p>	<p>（経済連携協定）</p> <p>第十条の二 同 上</p> <p>一 三 同 上</p> <p>四 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（第十条の四第三項及び第四項において「チリ共和国協定」という。）</p> <p>五 二十 同 上</p> <p>（輸入数量の算出に係る政令で定める日）</p> <p>第十条の四 同 上</p> <p>2 同 上</p> <p>3 法第七条の六第一項ただし書に規定する政令で定める日は、同項に規定する豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定が当該締約国について効力を生ずる日（当該経済連携協定のうち二以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当該日のうち最も遅い日）とする。</p> <p>一 チリ共和国協定</p> <p>二 同 上</p> <p>三 同 上</p> <p>四 同 上</p> <p>五 同 上</p>

4 法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の第三
四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項に規定する
豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原
産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定
が当該締約国について効力を生ずる日とする。

(削る)

- 一 (省 略)
- 二 (省 略)
- 三 (省 略)
- 四 (省 略)

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規
定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関
税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第
六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十
（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第
二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつ
ては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出
入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定によ
る提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表
第一において同じ。）に係る数量として、関税法第百二条第一項第
一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計
」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から
一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品
に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以

4 法第七条の六第三項において読み替えて準用する法第七条の三第
四項に規定する政令で定める日は、法第七条の六第一項に規定する
豚肉等であつて次に掲げる経済連携協定の我が国以外の締約国を原
産地とするものに係る輸入数量につき、それぞれ当該経済連携協定
が当該締約国について効力を生ずる日（当該経済連携協定のうち二
以上の経済連携協定が当該締約国について効力を生ずるときは、当
該日のうち最も遅い日）とする。

一 チリ共和国協定

- 二 同上
- 三 同上
- 四 同上
- 五 同上

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規
定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関
税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第
六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十
（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第
二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつ
ては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出
入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定によ
る提示とする。第十九条の三の表、第二十五条第四項の表及び別表
第一において同じ。）に係る数量として、関税法第百二条第一項第
一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下「貿易統計
」という。）に計上される数量（法の別表第一の六の一三の項から
一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該物品
に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以

下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和五年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和四年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和五年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2～4 (省 略)

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）
第十九条の三 法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量は、次の表の上欄に掲げる物品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

物 品	輸 入 数 量
(省 略)	(省 略)
別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	別表第一の二十四の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品の輸入数量及びアメ

（以下この表において「アメリカ

下この条、第十六条第二項及び第十九条の八第四項において「統計計上数量」という。）を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、令和四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から令和三年度までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認（第十九条の八第二項第二号において「蔵入れ承認等」という。）を受けたものを除く。）の統計計上数量を令和四年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2～4 同 上

（法第七条の八第一項に規定する政令で定める輸入数量）
第十九条の三 同 上

物 品	輸 入 数 量
同 上	同 上
別表第一の四十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品	同 上

（以下この表において「アメリカ

(省 略)	カ合衆国協定適用ホエイ粉」という。) 別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。)	(省 略)	リカ合衆国協定適用ホエイ粉の輸入数量の合計数量 別表第一の二十五の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(第十九条の七第二号において「環太平洋包括的及び先進的協定適用ホエイ」という。)の輸入数量及びアメリカ合衆国協定適用ホエイの輸入数量の合計数量
-------	---	-------	---

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)
第十九条の八 (省 略)

2 (省 略)

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄

同 上	カ合衆国協定適用ホエイ粉」という。)であつて、令和五年四月一日以後に輸入申告がされるもの	同 上	別表第一の四十八の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品(以下この表及び第十九条の七第四号において「アメリカ合衆国協定適用ホエイ」という。)であつて、令和五年四月一日以後に輸入申告がされるもの
-----	--	-----	--

(修正対象物品の輸入数量の算出方法)
第十九条の八 同 上

2 同 上

3 第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十八の項、三十九の項、四十五の項、四十六の項、五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の七の項、九の項、十一の項、十二の項、十七の項、十九の項、二十一の項及び二十二の項の下欄

に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）を除く。）及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品

に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の四十五の項及び四十六の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「とアメリカ合衆国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（アメリカ合衆国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と、同表の五十二の項及び五十三の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する」とあるのは「別表第一の五十二の項及び五十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「英国協定適用豚肉等」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の」と、「法の別表第一の六に掲げる物品」とあるのは「同表の三十八の項及び三十九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品（以下この項において「欧州連合協定適用豚肉等」という。）」と、「同表の一三の項から一四の二の項まで及び二一の項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）」とあるのは「英国を原産地とするものに係る当

の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量（英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。）及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 (省 略)

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 法第八条第一項第一号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。

- 一| 関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー
- 二| (省 略)
- 三| (省 略)
- 四| (省 略)
- 五| (省 略)
- 六| (省 略)
- 七| (省 略)
- 八| (省 略)

該各年の輸入数量（英国協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）を除く。）及び英国協定適用豚肉等の貿易統計に計上された当該各年の数量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」と、同項ただし書中「同表に掲げる物品に」とあるのは「英国協定適用豚肉等に」と、「同表に掲げる物品の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した同条第四項ただし書に規定する各年の数量」とあるのは「英国協定適用豚肉等の統計計上数量を、統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した欧州連合協定適用豚肉等の同条第四項ただし書に規定する各年の数量（英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量を除く。）及び統計計上数量が貿易統計に計上される方法に準じて年ごとに集計した英国協定適用豚肉等の当該各年の数量と英国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量との合計数量」とそれぞれ読み替えるものとする。

4 同 上

(加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等)

第二十条 同 上

- 一| (新 設) 同 上
- 二| 同 上
- 三| 同 上
- 四| 同 上
- 五| 同 上
- 六| 同 上
- 七| 同 上

九 (省略)	十 (省略)	十一 (省略)	十二 (省略)	十三 (省略)	十四 (省略)	十五 (省略)	十六 (省略)	十七 (省略)	十八 (省略)	十九 (省略)	二十 (省略)	二十一 (省略)	二十二 (省略)	二十三 (省略)	二十四 (省略)	二十五 (省略)	二十六 (省略)	二十七 (省略)	2 (省略)	3 法第八条第一項第二号に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる物品とする。	一 関税率表第三九二四・九〇号に掲げる物品のうちハンガー	二 (省略)	三 (省略)	四 (省略)	五 (省略)	六 (省略)
-----------	-----------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------	---	---------------------------------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

八 同上	九 同上	十 同上	十一 同上	十二 同上	十三 同上	十四 同上	十五 同上	十六 同上	十七 同上	十八 同上	十九 同上	二十 同上	二十一 同上	二十二 同上	二十三 同上	二十四 同上	二十五 同上	二十六 同上	2 同上	3 同上	一 (新設)	二 同上	三 同上	四 同上	五 同上
---------	---------	---------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	---------

項名	品名
六 ~ 一 (省略)	(省略)
經濟連携協定	
別表第一 (第十九条の二関係)	
4 ~ 6 (省略)	
二十七 (省略)	
二十六 (省略)	
二十五 (省略)	
二十四 (省略)	
二十三 (省略)	
二十二 (省略)	
二十一 (省略)	
二十 (省略)	
十九 (省略)	
十八 (省略)	
十七 (省略)	
十六 (省略)	
十五 (省略)	
十四 (省略)	
十三 (省略)	
十二 (省略)	
十一 (省略)	
十 (省略)	
九 (省略)	
八 (省略)	
七 (省略)	

項名	品名
六 ~ 一 同上	同上
經濟連携協定	
別表第一 (第十九条の二関係)	
4 ~ 6 同上	
二十六 同上	
二十五 同上	
二十四 同上	
二十三 同上	
二十二 同上	
二十一 同上	
二十 同上	
十九 同上	
十八 同上	
十七 同上	
十六 同上	
十五 同上	
十四 同上	
十三 同上	
十二 同上	
十一 同上	
十 同上	
九 同上	
八 同上	
七 同上	
六 同上	

七	環太平洋包括的及び先進的協定の	豚肉であつて、チリを原産地とするもの	十一～八	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定の	十二	環太平洋包括的及び先進的協定	十一～八	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定の	十六～十三	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	十七	環太平洋包括的及び先進的協定	二十一～十八	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	二十二	環太平洋包括的及び先進的協定
---	-----------------	--------------------	------	------	-----------------	----	----------------	------	------	-----------------	-------	------	----------------	----	----------------	--------	------	----------------	-----	----------------

七	同上	豚肉であつて、チリを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がチリについて効力を生ずる日（十七の項及び三十四の項において「チリ発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	十一～八	同上	豚肉であつて、マレーシアを原産地とするもの（環太平洋包括的及び先進的協定がマレーシアについて効力を生ずる日（二十二の項、三十の項及び三十二の項において「マレーシア発効日」という。）以後に輸入申告がされるものに限る。）	十二	同上	同上	同上	同上	十六～十三	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
---	----	---	------	----	--	----	----	----	----	----	-------	----	----	----	----	----	----	----	----	----

三十一	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの	三十一	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの	二十九 ～ 二十三	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの
三十二	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの	三十二	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの	三十	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち少なくとも一の外面の単板が財務省令で定めるものであつて、マレーシアを原産地とするもの
三十三	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの	三十三	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの	三十五 ～ 五十七	(省略)	環太平洋包括的及び先進的協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの

三十一	同上		同上	三十一	同上		同上	二十九 ～ 二十三	同上		同上
三十二	同上		同上	三十二	同上		同上	三十	同上		同上
三十三	同上		同上	三十三	同上		同上	三十五 ～ 五十七	同上		同上

改 正 案

現 行

<p>（証明書類又は磁気テープ等の交付手数料） 第七条 法第百二条第二項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定により納付すべき手数料の額は、証明書類一枚ごとに四百円とする。ただし、電子情報処理組織を使用して交付の申請を行う場合にあっては、三百円とする。</p>	<p>（証明書類又は磁気テープ等の交付手数料） 第七条 法第百二条第二項（証明書類の交付手数料）の規定により納付すべき手数料の額は、証明書類一枚ごとに四百円とする。ただし、電子情報処理組織を使用して交付の申請を行う場合にあっては、三百円とする。</p>
<p>2 法第百二条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）に財務大臣が集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の二第一項第一号（統計の閲覧及び磁気テープ等の交付の申請等）に掲げる記録媒体一卷ごと又は同項第二号若しくは第三号に掲げる記録媒体一枚ごとに二万三千五百円とする。</p>	<p>2 法第百二条第五項（磁気テープ等の交付手数料）において準用する同条第二項の規定により納付すべき手数料の額は、同条第一項各号の区分ごと（同項第一号にあつては、輸出又は輸入の区分ごと）の集計した統計につき、それぞれ関税法施行令第九十条の二第一項第一号に掲げる記録媒体一卷ごと又は同項第二号から第四号までに掲げる記録媒体一枚ごとに二万三千五百円とする。</p>
<p>（手数料の納付の時期及び方法等） 第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等））において準用する場合を含む。）若しくは関税暫定措置法第九条の二第五項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。</p>	<p>（手数料の納付の時期及び方法等） 第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは関税暫定措置法第九条の二第五項（経済連携協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。</p>

い。

2 (省 略)

3 第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項、定率法第十九条第一項若しくは関税暫定措置法第九条の二第一項の規定による承認の日の属する月分についてはその許可又は承認の日から二十日以内に、同月の翌月分については当該許可又は承認の日の属する月の末日と当該許可又は承認の日から二十日を経過する日とのいずれか遅い日までにならなければならない。

4 前項の手数料の額の計算の基準となる事項の変更が行われた場合において、納付すべき手数料の額が増加したときは、当該変更の日の属する月の末日と当該変更の日から二十日を経過する日とのいずれか遅い日までにその増加した額を納付しなければならないものとし、納付すべき手数料の額が減少し、かつ、その減少する前の手数料の額が既に納付されたときは、その減少した額をその翌月以降において納付すべき手数料の額から控除するものとする。

2 同上

3 第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第一項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）若しくは関税暫定措置法第九条の二第一項の規定による承認の日の属する月分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならない。

4 前項の手数料の額の計算の基準となる事項の変更が当該変更の日の属する月の翌月分の手数料の納付後に行われた場合において、納付すべき手数料の額が増加したときは、当該変更の日の属する月の末日と当該変更の日から十日を経過した日とのいずれか遅い日までにその増加した額を納付しなければならないものとし、納付すべき手数料の額が減少したときは、その減少した額をその翌月以降において納付すべき手数料の額から控除するものとする。

○ 関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現

行

別表（第一条、第二条関係）

別表（第一条、第二条関係）

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
〇四〇一・	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一三三、九四〇トン（全乳換算数量とし、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に一五・一二を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に六・五九を乗じて得た数を加えて得た数を当
一〇	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）		
二〇	ターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料、香料、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）		
〇四〇四・			
九〇			
一八〇六・			
二〇			
一八〇六・			
九〇			
一九〇一・			
一〇			

暫定法別表 第一の番号	品 名	期 間	数 量
同上	同上	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	同上

<p>一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇 二一〇一・ 一二 二一〇一・ 二〇 二一〇六・ 一〇 二一〇六・ 九〇</p>	<p>の物品の調製食品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）並びに調製食品（関税率表第二一・〇六項以外の項に該当するもの及び調製食用脂（関税率表第四・〇五項の物品の含有量が全重量の三〇%を超え七〇%以下のものに限る。）を除くものとし、ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>該物品の全重量に乗じて得た数量とする。）</p> <p>七四、九七 三トン</p>
<p>〇四〇二・ 一〇 〇四〇二・ 二一 〇四〇二・</p>	<p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>同上</p>

<p>二九 のうち学校等給食用のもの以外のもの</p>	<p>○四〇二・ 一〇 ○四〇二・ 二一</p> <p>粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの</p>	<p>○四〇二・ 九一</p> <p>ミルク及びクリーム（濃縮又は乾燥をしたものに限るものとし、粉状、粒状その他の固形状のもの以外のもので、砂糖その他の甘味料を加えてないものに限る。）</p>	<p>○四〇四・ 一〇</p> <p>無機質を濃縮したホエイ</p>	<p>ホエイ及び調製ホエイのうち無機質を濃縮したホエイ以外のもの、関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第一条に規定する配合飼料の製造に使用するも</p>
<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>
<p>七、二六四 トン</p>	<p>一、五〇〇 トン</p>	<p>一四、〇〇 トン</p>	<p>四五、〇〇 トン</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>
<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

○七二三・ 三五 ○七二三・ 三四 ○七二三・ 三三	○七二三・ 一〇 ○七二三・ 三二 ○七二三・ 三三 ○七二三・ 三四 ○七二三・ 三五	乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）のうち、ひよこ豆、緑豆及びひら豆以外のもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一二〇、〇〇トン	同上	同上	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	同上
九〇 ○四〇六・ 四〇 ○四〇六・ 九〇	○四〇六・ 一〇 ○四〇六・ 四〇 ○四〇六・ 九〇	チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	五二、〇〇トン	同上	同上	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	五五、五〇トン
○四〇四・ 一〇 ○四〇四・ 九〇	○四〇五・ 一〇 ○四〇五・ 九〇	ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品のうち乳幼児用の調製粉乳又は調製液状乳の製造に使用するもの	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	二五、〇〇トン	同上	同上	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	同上
○四〇四・ 一〇 ○四〇五・ 九〇	○四〇五・ 一〇 ○四〇五・ 九〇	ミルクから得たバターその他の油脂	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	五八一トン	同上	同上	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	同上

一一〇七・	麦芽（煎つてあるかない	とうもろこしのうちその 他のもの	とうもろこしのうちコー ンフレーク、エチルアル コール又は蒸留酒の製造 に使用するもの	とうもろこしのうち関税 暫定措置法施行令第三条 に規定するところにより 飼料用に供するもの	とうもろこしのうちコー ンスターチの製造に使用 するもの	九〇 一〇〇五・ 九〇	三九 〇七二三・ 五〇 〇七二三・ 六〇 〇七二三・ 九〇
令和五年四 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	四、二三五 、三〇〇ト ン	三二〇、六 〇〇トン
四九四、三	一四七、七 〇〇トン	六六、七〇 〇トン	三二〇、六 〇〇トン	四、二三五 、三〇〇ト ン	四、二三五 、三〇〇ト ン		
同上	同上	同上	同上	同上	同上		
同上	同上	同上	同上	同上	同上		
令和四年四 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	四、二二三 、三〇〇ト ン	三五四、二 〇〇トン
五〇九、一	同上	七八、七〇 〇トン	三五四、二 〇〇トン	四、二二三 、三〇〇ト ン	四、二二三 、三〇〇ト ン		

一〇 一一〇七・ 二〇	かを問わない。）	月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	〇〇トン
一一〇八・ 一二 一一〇八・ 一三 一一〇八・ 一四 一一〇八・ 一九 一一〇八・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 二〇 一九〇一・ 九〇	でん粉（小麦でん粉を除く。）及びイヌリン並びに穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）のうちでん粉が最大の重量を占めるもの（小麦でん粉を含有するものを除く。）	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	一六七、〇 〇〇トン
一二〇二・ 三〇 一二〇二・ 四一 一二〇二・	落花生（煎つてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてある	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	七五、〇〇 〇トン（む きみ換算数 量とし、殻 付きのもの
	同上	同上	同上
	同上	同上	同上
		令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	一五七、〇 〇〇トン
	同上		同上

四二	かないかを問わない。)	一二二二・ 九九 こんにやく芋(アモルフ オファルス)(切り、乾 燥し又は粉状にしたもの であるかないかを問わな い。)	一トンは、 殻を除いた もの〇・七 五トンに換 算するもの とする。)
一八〇六・ 二〇	ココアを含有する調製食 料品(塊状、板状又は棒 状のもので、その重量が ニキログラムを超えるも の及び液状、ペースト状 の粉状、粒状その他これ らに類する形状のもので 、正味重量がニキログラ ムを超える容器入り又は	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	五、九〇〇 トン
同上	同上	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	同上
同上	同上	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	八、八〇〇 トン

			九〇	二一〇六・ 九〇	調製食用脂（関税率表第 〇四・〇五項の物品の含 有量が全重量の三〇％を 超え七〇％以下のものに 限る。以下この項におい て同じ。）のうちニュー ジーランドを原産地とす るもの 調製食用脂のうちその他 のもの	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	三、六〇〇 トン	七、四二七 トン
						令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	三、六〇〇 トン	七、四二七 トン

			同上	同上	同上	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	三、七、八〇 トン	同上
						令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	三、七、八〇 トン	同上

四一〇一・ 二〇 四一〇一・ 五〇 四一〇一・ 九〇 四一〇四・ 一一 四一〇四・ 一九 四一〇四・ 四一 四一〇四・ 四九 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一一 四一〇七・ 一九 四一〇七・ 九一 四一〇七・ 九二 四一〇七・ 九九	牛（水牛を含む。以下この項において同じ。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、クロムなめしのもの（なめし過程（前なめしを含む。）中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの以外のもの、牛又は馬類の動物のなめした皮（なめしたものと及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるか	月三十一日まで 令和五年四 月一日から 令和六年三 月三十一日ま で	二一四、〇 〇〇平方メ ートル	同上	同上	月三十一日まで 令和四年四 月一日から 令和五年三 月三十一日ま で	同上
---	--	---	-----------------------	----	----	---	----

<p>四一〇五・ 三〇 四一〇六・ 二二</p>		<p>ないかを問わない。以下この項において同じ。）のうち、染色したものの（クロムなめし以外のもの（クロムなめし以外のものを除く。）及び牛又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。以下この項において同じ。）のうち、染色し又は模様付けしたものの以外のもの</p> <p>牛又は馬類の動物のなめした皮のうち、染色したものと及び牛又は馬類の動物の革のうち、染色し又は模様付けしたもので</p>	<p>令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで</p>		<p>一、〇七〇 、〇〇〇平 方メートル</p>	<p>一、四六六 、〇〇〇平 方メートル</p>
<p>同上</p>		<p>同上</p>	<p>令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで</p>		<p>同上</p>	<p>同上</p>

六四〇三・ 二〇	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製）	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
六四〇三・ 二〇	繭（繰糸に適するものに限る。）及び生糸（よつてないものに限るものと、野蚕のものを除く。）	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで	七九八トン （生糸換算数量とし、繭一トンは、生糸〇・四トンに換算するものとする。）
四一・二・ 〇〇 四一・三・ 一〇	らず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）のうち、染色したものと並びに羊革及びやぎ革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもの（パーチメント仕上げをしたものを除く。）で、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、関税率表第四一・一四項の革を除く。）のうち、染色し又は模様付けしたものは	令和五年四月一日から 令和六年三月三十一日まで	
同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上
令和五年三月一日から 令和四年四月一日から	同上	令和四年四月一日から 令和五年三月三十一日まで	同上
同上	同上	同上	同上

四〇	のものに限る。)のうち	月三十一日ま
六四〇三・	甲が革製のもの及び甲に	で
五一	毛皮を使用したもの並び	
六四〇三・	にこれら以外のもので本	
五九	底が革製のもの(スポー	
六四〇三・	ツ用のもの、体操用、競	
九一	技用その他これらに類す	
六四〇三・	る用途に供するもの及び	
九九	スリッパを除くものとし	
六四〇四・	、甲が革製のもの以外の	
一九	ものにあつては、甲の一	
六四〇四・	部に革を使用したものに	
二〇	限る。)	
六四〇五・		
一〇		
六四〇五・		
九〇		

		月三十一日ま
		で

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第一条、第三条、第四条関係）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号	手 続
一	（省 略）
～	
五 一の	関税法施行令第二十一条の六第一項（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の 手続 ）の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに書類及び証明書の添付又は関税法施行令第二十一条の六第二項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付
四	
五 二	（省 略）
～	
二	（省 略）
五 七の	
二 八	関税法施行令第八十四条第二項（税関事務管理人の届出手続）の規定による書類の添付
五 七の	
二 九	（省 略）
～	
五 八	（省 略）
～	

番号	手 続
一	同 上
～	
五 一の	関税法施行令第二十一条の六第一項（船用品又は機用品の戻入れ、亡失又は滅却の場合の 手続 ）に規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに書類及び証明書の添付又は関税法施行令第二十一条の六第二項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十一条第三項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付
四	
五 二	同 上
～	
二	同 上
五 七の	
二 八	（新設）
五 七の	
二 九	（新設）
～	
五 八	同 上
～	

七〇の 一一	(削る)
七〇の 一一	(削る)
七〇の 一二	(省略)
七〇の 一三	(省略)
七〇の 一四	(省略)
七〇の 一五	(省略)
七一 ～	(省略)
一一六	(省略)

七〇の 一一	炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関 税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号） 第三条第四項（提出書類）において準用する関税暫定 措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は 同項において準用する同条ただし書の規定による承認 の申請
七〇の 一二	
七〇の 一三	
七〇の 一四	
七〇の 一五	
七〇の 一六	
七一 ～	同上
一一六	同上